



昨年の夏は記録的な猛暑となり、1946年の統計開始以降、東日本では過去最高、西日本では第2位の気温だったそうです。今年の夏は梅雨の開始が遅かった為、昨年ほどの暑さとなる日は少ないものの、私が子どもの頃の気温と比べて平均的に高くなっているように思います。外出される際には、定期的に水分や塩分の摂取をして熱中症に注意してお出かけ下さい。さて、今回のテーマは先月に引き続き消費税です。

昨年6月安倍内閣総理大臣により2019年10月には消費税が10%に引き上げられる旨が表明されました。消費税引き上げについては2度も延期となりましたが、今度こそは10%になる可能性が高いと思われます。

この度の10%への税率変更にあたり導入される軽減税率の制度ですが、私たち税に関わる者からこの軽減税率について見てみますと、消費者が購入する際に注意する点よりも、消費税の課税事業者が経理処理を行うにあたって注意する点の方が遥かに複雑になっていると考えられます。そこで、今月のテーマはこの軽減税率についてです。

まず軽減税率についてご説明いたします。

1. 軽減税率とは・・・社会保障と税の一体改革の下、消費税引上げに伴い、所得の低い方々に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税率を軽減する制度です
2. 対象品目・・・(1)飲食料品(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)をいい外食は含まれません)
(2)定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
3. 税率・・・8%(消費税率6.24%及び地方消費税率1.76%)

一見、消費税の軽減税率に係る物品の販売をしていない場合には、自社の取引についてあまり影響は無いと思われるかもしれませんが、事業者が軽減税率の物品を購入する事が考えられます。例えば、会社で提供のお茶やコーヒーなどの購入は軽減税率の対象となりますし、残業食や工事現場での熱中症対策の飲料、社内設置のウォーターサーバーの水代(サーバーのレンタル料は軽減税率の対象とはなりません)お中元お歳暮の贈答品に含まれるジュース(ビールは酒類になりますので軽減税率の対象外)お菓子・果物などの飲食料品、手土産用に購入した菓子折りなどの飲食料品も軽減税率の対象となります。また、会社や事業所で定期購読契約している週2回以上発行されている新聞(条件に当てはまれば、建設業や製造業、食品業などの業界新聞も対象となります)が軽減税率の対象となります。

では、この軽減税率対象となる物品を購入した場合に必要な経理処理について、右のページでご説明致します。

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
今月の開催日は8月8日(木)です
一年に一度、一日じっくり計画を立ててみませんか?
参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
8月8日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月2日(金)
9月12日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月6日(金)
10月10日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月4日(金)

8月のスケジュール

8	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
13	火	* 7月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	土	* 6月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 7月分社会保険料の納付期限 * 個人事業主の消費税の中間申告及び納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の3・9月決算法人) * 個人事業税の納付(第1期分) 土曜日の為、9月2日(月)が申告納付期限となります。

当社は赤い羽根共同募金寄附付き
支援プロジェクトに賛同しています。



1. 帳簿及び請求書等の記載と保存(令和元年10月1日～令和5年9月30日)
軽減税率対象品目の売上や仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額	請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) 軽減税率対象品目である旨 税率の異なるごとに合計した税込金額

赤色 及び については、請求書等の交付を受けた事業者による、その取引の事実に基づく追記も可能です。

2. 帳簿と請求書の記載例

請求書

(株) 御中	××年11月2日
台所用洗剤	220円
お茶葉	540円
トイレットペーパー	330円
合計	1,090円
	(10%対象 550円)
	(8%対象 540円)

は軽減税率対象品目 (株)

現金出納帳

××年	月	日	勘定科目	摘要	借方	貸方	残高
11	1			前月繰越			50,000
11	2		消耗品費 (株)	台所用洗剤他		550	49,450
11	2		消耗品費 (株)	お茶葉		540	48,910
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。
【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

軽減税率対象品目に「」や「」等の記号を記載する。
記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

税率の異なるごとに合計した税込金額
税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。
・標準税率・・・10%(消費税率7.8%地方消費税率2.2%)
・軽減税率・・・8%(消費税率6.24%地方消費税率1.76%)

このように、軽減税率の対象となる物品を購入した場合には、帳簿及び請求書に軽減税率の対象となる取引であることが明確に分かるように区分されている必要がございます。

3. お客様へのお願い

正しく消費税の計算を行う為にはお客様のご理解とご協力が必要となります。日々の取引について軽減税率対象となる物品を購入された場合には、お手数をお掛け致しますが次の点についてお願い致します。

- (1) 自社でパソコン等により入力をされている場合

帳簿記載の時と同様に、データ入力をする際にも標準税率対象商品と軽減税率対象商品とが混在した取引があった場合には、標準税率の取引と軽減税率の取引とを区分して入力をお願い致します。上記例では

38	11.02	523 消耗品費	32 仕込10	100 現金	550 轉△△ 台所用洗剤他	
訂正	日付	伝No.	借方	貸方	金額	摘要
38	XX1102		523 消耗品費	32 仕込 8%	100 現金	轉△△ お茶葉 540

この様に、仕訳を二つに分けて、標準税率の550円と軽減税率の540円の入力をお願い致します。

- (2) 自社で手書き元帳などを作成されている場合

現金出納帳の記載と同様に、各勘定科目に転記した際にも標準税率の取引と軽減税率の取引とを区分して記載をお願い致します。上記例では右のようになります。

消耗品費

年	月	日	勘定科目	摘要	借方	貸方	差引残高
11	2		現金 (株)	台所用洗剤他	550		550
	2		現金 (株)	お茶葉	540		1,090

- (3) 弊法人でパソコン等に入力している場合

現金出納帳及び振替伝票等を基に入力をさせていただきますので、上記の現金出納帳の記載と同様に、標準税率の取引と軽減税率の取引とを区分して記載をお願い致します。

4. 請求書等の保存についてのお願い

クレジット利用明細及びクレジットカード使用時に発行される「クレジットカード売上票」では、上記の請求書等に記載される軽減税率の区分がされておりません、必ず購入先のレシートや領収証等の保存をお願い致します。(利用明細と一緒にホッチキスで止めたり、別紙に貼るなどして保存をお願い致します)また、やむを得ず領収証等が無い場合は、軽減税率対象取引については利用明細に加筆するなどして、軽減税率と分かるようにお願い致します。

5. 区分記載がされていない場合

軽減税率の記載がされていない場合には、標準税率の取引として処理を行う事になります。軽減税率の取引を標準税率の取引として処理してしまう為、消費税を控除し過ぎてしまい、結果納付税額が減少してしまいます。税務調査等で指摘された場合には、加算税や延滞税が発生する可能性がございますので、軽減税率の取引が発生した場合には、必ず上記の記載方法で処理をお願い致します。